

幸田町火災予防条例第23条第1項の規定に基づく喫煙、裸火使用又は火災予防上危険な物品の持込禁止場所の指定について

平成21年5月1日

消本告示第4号

改正 平成26年11月28日消本告示第6号

改正 令和6年4月1日消本告示第3号

幸田町火災予防条例（平成2年幸田町条例第3号）第23条第1項の規定に基づき、消防法施行令（昭和36年政令第37号）第1条の2に規定する防火対象物のうち、喫煙し、若しくは裸火を使用し、又は火災予防上危険な物品を持ち込んで서는ならない場所を次のとおり指定する。

1 喫煙し、若しくは裸火を使用し、又は火災予防上危険な物品を持ち込んで서는ならない場所

- (1) 劇場、映画館又は演芸場の舞台及び客席
- (2) 観覧場の舞台及び客席（喫煙にあつては、屋外の客席及び全ての床が不燃材料で造られた客席を除く。）
- (3) 公会堂又は集会場の舞台及び客席（喫煙にあつては、喫煙設備のある客席を除く。）
- (4) キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、ダンスホール又は飲食店の舞台
- (5) 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗（延べ面積が1,000平方メートル以上のものに限る。）の売場（喫煙にあつては、喫煙設備のある場所を除く。）
- (6) 屋内展示場で公衆の出入りする部分
- (7) 自動車車庫又は屋内駐車場（火災予防上危険な物品を除く。）
- (8) 文化財保護法（昭和25年法律第214号）の規定によって重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡若しくは重要な文化財として指定され、又は旧重要美術品等の保存に関する法律（昭和8年法律第43号）の規定によって重要美術品として認定された建造物の内部又は周囲（住宅の用に供する建造物及び伝統的行事、宗教的行事等で用いられる場所を除く。）

2 火災予防上危険な物品を持ち込んで서는ならない場所

- (1) 劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂又は集会場の公衆の出入りする部分（前項第1号から第3号までに掲げる場所を除く。）
- (2) キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、ダンスホール又は飲食店で公衆の出入りする部分（前項第4号に掲げる場所を除く。）
- (3) 車両の停車場（旅客の乗降又は待合いの用に供する建築物に限る。）

附 則

この告示は、公布の日から施行する。ただし、既存の文化財保護法の規定によって重要な文化財として指定された建造物における幸田町火災予防条例第23項第2項の規定は、令和7年1月1日から適用する。